

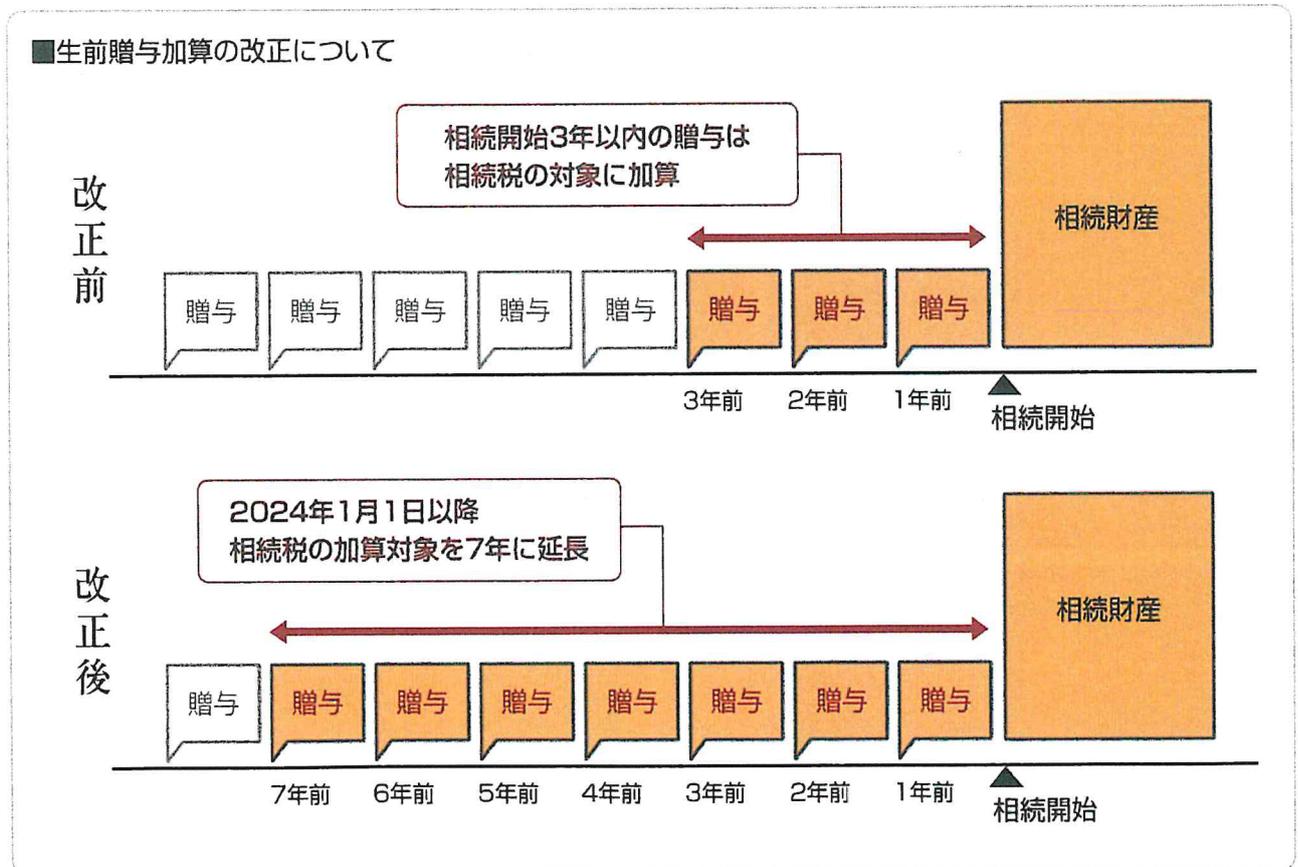
2023 年度税制改正では、「防衛力強化」が一つの争点となりますが、富裕層のお客様が気になっております資産課税関係の「相続税・贈与税の一体課税を中心」に説明いたします。

1 相続税の計算における生前贈与加算が、3年から7年に延長

これまでは、相続税の計算において相続開始から遡って3年以内の生前贈与について相続税の対象となっておりました。・・・「生前贈与加算」

この生前贈与加算の期間が3年以内から7年以内に延長されます。加算される贈与財産は、贈与税の基礎控除額（110万円）以内であっても加算の必要があります。

ただし、軽減措置として延長された4年間の贈与については、100万円までが控除されて相続税には加算されません。



2 相続時精算課税制度

(1) 基礎知識

この制度は、原則として60歳以上の父母又は祖父母などから18歳以上の子や孫になどに対して贈与に適用できます。贈与財産の価額の合計額から、複数年にわたって利用できる2,500万円の特別控除額があります。控除額を使い切った場合や期限後申告に対しては、一律20%の税率を乗じた税額になります。

いわゆる一般の贈与税の基礎控除が使えないので、贈与財産の価額が110万円以下であっても贈与税の申告が必要である。

一度選択すると暦年課税には戻れない（贈与者ごとに判断）。暦年贈与との併用もできません。

## (2) 改正

今回の改正で2,500万円の特別控除額とは別枠で、毎年基礎控除額110万円の基礎控除が創設されます。この基礎控除分は、相続が発生しても相続財産には加算されません。

これまでは、相続時精算課税制度は、節税対策としては使い勝手の悪いものでしたが、これからは110万円以下の加算がいらなくなったので、この部分を利用した相続税対策も可能です。

また、相続時精算課税制度により贈与を受けた土地建物等については災害により一定の被害を受けた場合には、災害を受けた金額が控除できるようになります。

## 3 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与制度は、期限延長

子や孫に教育資金として上限額1,500万円、結婚・子育て資金として上限額1,000万円を非課税で一括贈与できる特例措置が延長されます。

- ・教育資金 : 2026年3月31日まで延長
- ・結婚・子育て資金 : 2025年3月31日まで延長

受贈者の年齢が（教育資金30歳、結婚・子育て資金50歳）達した時に、使い切れていない場合には、本則の一般税率で課税になります。

注：教育資金贈与契約期間中に贈与者死亡した場合において、相続税の課税価格が5億円を超える時は、受贈者が23歳未満であっても残高があれば「相続財産に加算」になります。

## 4 空き家売却による譲渡所得の特別控除は4年間の延長と要件の拡充

相続した実家などが空き家の場合、相続から3年以内に家屋を解体して土地を売却するか、耐震改修を行った上で家屋・土地を売却した場合に譲渡所得から3,000万円控除の特例が4年間延長されて2027年12月31日まで延長（対象は、1981年（昭和56年）5月31日以前建築の家屋）。

また、「家屋を解体して土地を売却するか、耐震改修を行った上で家屋・土地を売却」した場合は、譲渡時の適用から譲渡後の翌年2月15日までの適用に拡充されます。

加えて、2024年1月1日以後の譲渡から、相続人3人以上の場合の特別控除額が2,000万円になります。

## 5 NISAの抜本的拡充・恒久化

- (1) 非課税期間が無期限になりました。
- (2) 年間投資額の引き上げ
  - ・つみたて投資枠（一定の投資信託）は40万円から120万円に引き上げ
  - ・成長投資枠（上場株など）は120万円から240万円に引き上げ
- (3) ジュニアNISAは2023年で終了します。

<2023年までのNISA>

	NISA (20歳以上)		ジュニアNISA(20歳未満)
	一般NISA	つみたてNISA	
制度開始	2014年1月から	2018年1月から	2016年4月から
非課税保有期間	5年間	20年間	5年間 ※ただし、2023年末以降に非課税期間が終了するものについては、20歳まで非課税で保有を継続可能。
年間非課税枠	120万円	40万円	80万円
投資可能商品	上場株式・ETF・公募株式投信・REIT等	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託 ※金融庁への届出が必要	一般NISAと同じ
買付方法	通常の買付け・積立投資	積立投資（累積投資契約に基づく買付け）のみ	一般NISAと同じ
払出し制限	なし	なし	あり(18歳まで) ※災害等やもて得ない場合には、非課税での払出し可能。
備考	一般とつみたてNISAは年単位で選択制 2023年1月以降は18歳以上が利用可能		2023年末で終了

<2024年からのNISA>

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間(注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額(総枠)(注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠)の再利用が可能		
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等(注3) ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※ 現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1)非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保  
(注2)利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理  
(注3)金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施  
(注4)2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、16歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て